

## 7. 廃棄物・リサイクル／環境保全分野

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 廃棄物・リサイクル/<br>環境保全(1) | 廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化   |
| 規制の現状                 | <p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得する必要がある。</p> <p>また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。</p>   |
| 要望内容                  | <p>①産業廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の変更に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。</p> <p>②廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)において、廃棄物処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化にむけた取組みを開始する」と記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の簡素化に資する情報システムの構築を早期に実現すべきである。</p> <p>その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある一つの地方公共団体で手続を行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。</p> <p>③産業廃棄物処理業に係る許可権限をより一層広域化すべきであり、都道府県単位やさらにブロック化した地方単位に集約すべきである。</p>             |
| 要望理由                  | <p>①大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の変動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員についても、添付書類を求めるのは非常に負担感が大きい。個人情報保護法の施行等個人情報の扱いが厳格になっている折、添付書類の提出を必要最小限とすべきである。とりわけ廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続きは膨大である。</p> <p>②将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p> <p>③2005年5月18日に公布された改正法では、保健所設置市による事務処理の仕組みが見直されたが、依然として中核都市が政令で指定されており、廃棄物処理法に係る許可権限のさらなる広域化が望まれる。せめて、都道府県およびいわゆる政令指定都市への集約化、さらには、許可手続の電子化と併せて、都道府県をブロック化した地方単位への集約化も検討すべきである。</p> |
| 根拠法令等                 | 廃棄物処理法第14条1項、15条1項  |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課      | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部   |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(2)</p> | <p>「木くず」の処理における廃棄物処理法上の扱いの弾力化</p>   |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>工業製品等の製造業者や運送事業者が使用後に不要となったパレット・コンテナ等に代表される、いわゆる「木くず」については、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、地方公共団体が処理しなければならないと規定されている(廃棄物処理法で指定されている業種を除く)。<br/>しかしながら、引き取りに条件や量的な制限を設けたり、焼却炉の能力不足などを理由に引き取らない地方公共団体もあり、産業廃棄物として処理せざるを得ないケースも多い。<br/>また、一般廃棄物処理業者による処理の場合、市町村合併が行われても、旧市町村の範囲内の廃棄物のみしか扱わない場合もある等、市町村をまたがった広域的な処理が困難であり、リサイクルしにくいのが現状である。</p>                                |
| <p>要望内容</p>                   | <p>上記の「木くず」を処理するにあたっては、廃棄物処理法の規定に則して、一般廃棄物として処理することを原則としつつ、地方公共団体の特段の事情でこれらの一般廃棄物を処理することが困難である場合、または、確実にリサイクルできるときは、産業廃棄物として処理の委託ができるように、実務上の扱いを弾力化すべきである。</p>  |
| <p>要望理由</p>                   | <p>上記の「木くず」は、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、市町村が責任を持って処理することが規定されているにもかかわらず、地方公共団体によっては引き取らない、あるいは処理する一般廃棄物処理業者がいないケースが多々ある。とりわけ、2003年の廃棄物処理法の改正により、「一般廃棄物は一般廃棄物処理業者に委託しなければならない」との規制が明確化され、これに違反すると罰則が適用されることから、事業者は、遵法性の観点からも実務上対応に苦慮している。<br/>そこで、実情に即して、上記要望の通り、取扱を弾力化すべきである。</p> <p>また、これらの「木くず」を産業廃棄物としてリサイクルする場合には、再生利用認定制度などの特例措置を簡素かつ迅速な手続で適用できるような仕組みを構築すべきである。</p> |
| <p>根拠法令等</p>                  | <p>廃棄物処理法第2条<br/>「廃棄物の処理および清掃に関する法律の疑義について」(昭和54年11月26日厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知)<br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行について(平成15年11月28日 環廃対発第031128002号 環廃対発第031128006号)</p>  |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>      | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課</p>  |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(3)</p> | <p>廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し</p>   |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>2003年12月施行の改正廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号または第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当するときは、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」「義務的取消し」ことになった。</p> <p>その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(※)違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取り消される。その場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。</p> <p>※その他の環境関連法令：<br/>大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法</p>   |
| <p>要望内容</p>                   | <p>廃棄物処理法に係る許可の欠格事由について、規制改革・民間開放推進3か年計画(2006年3月)において、「学識経験者等からなる検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等について、平成18年度を目途に結論を出す」とされていることは評価できる。具体的にどの取消事由によって許可の取消しが行われたのか等、きめ細やかな現状分析を行うとともに、大局的な見地から検討を行い、下記要望事項が実現されるよう措置すべきである。</p> <p>①欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理業の許可のみとし、廃棄物処理施設の許可については「裁量的取消し」「取り消すことができる」とすべきである。</p> <p>②その他環境関連法令違反については、施設許可のみならず、業の許可についても「義務的取消し」の対象外とし、「裁量的取消し」とすべきである。</p> <p>③法人の役員または政令使用人が、交通事故等の私的な事故により禁錮以上の刑に処せられた場合については、義務的取消事由の対象外とすべきである。</p> <p>④処理業の許可を受けたものが法人である場合に欠格要件が適用される役員の範囲について、株式会社の監査役は対象外とすべきである。</p> <p>⑤また、「5%以上の株式所有者もしくは出資者」が、欠格要件に該当する「役員等と同等以上の支配力を有すると認められる者」であるかは、総合的に判断すべきことを明確化すべきである。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>要望理由</p>         | <p>①2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。悪質な廃棄物処理業者に対する行政処分は処理業の許可の取消しで可能であり、主に施設の技術上の基準について審査する(法第15条の2)「廃棄物処理施設の許可」まで、「義務的取消し」とする必要はない。</p> <p>近年、製造事業者が、生産施設等を活用して、自己又は他者の廃棄物処理を行うために、廃棄物処理法上の施設あるいは業の許可を取得しているケースが多い。そのため、欠格要件に該当した場合に自動的に許可が取消されると、自らの廃棄物処理のために廃棄物処理施設の許可を有する製造事業者は、廃棄物の自己処理ができなくなる。とりわけ、製造工程から廃棄物処理施設まで一連のプロセスになっている場合、製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる。全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、欠格要件が全事業所にまで適用され、当該製造事業者の生産活動に致命的な影響を与え、ひいては日本経済に少なからぬ影響を与える。また、生産施設を活用して他者の廃棄物も受け入れて廃棄物処理業を行なっている製造事業者は、本来の生産活動ができなくなる。全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、欠格要件の適用が全事業所に波及する。</p> <p>したがって、施設の許可まで「義務的取消し」とすると、廃棄物の適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されてしまう。</p> <p>②規制の現状欄に示した9つの環境関連法令違反には「義務的取消し」が適用される。</p> <p>「その他環境関連法令」に違反する事態は本来あってはならないが、製造事業者の通常の事業遂行過程と密接に関連するので、過失や事故等で法令違反を犯す可能性は否めない。過失や事故で「その他環境関連法令」に違反した場合の処置と、暴対法、暴力行為等処罰法刑法、刑法の暴行、傷害、脅迫等を犯した場合の処置が同等であることに対して疑問がある。以上から、環境関連法令違反について、違反法令に基づく罰則に加えて、廃棄物処理法の許可の義務的取消要件とすることは見直すべきである。</p> <p>③法人の役員または政令使用人が、例えば交通事故等の私的な事故によって禁錮以上の刑に処せられる可能性は否定できないことから、本事由についても義務的取消の対象外とすべきである。</p> <p>④悪質な処理業者の黒幕を排除する目的で、欠格要件に該当する者の範囲を「法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者」と定めている。</p> <p>しかしながら、株式会社の監査役は、制度上、取締役や執行役等の業務執行を監査する立場にあり、監査役を取締役や執行役に準ずる支配力のある者として欠格要件の対象とするのは行き過ぎである。</p> <p>⑤「5%以上の株式所有者・出資者」についても、相対的な株式・出資状況により判断すべきである。</p> |
| <p>根拠法令等</p>        | <p>廃棄物処理法第15条の3第1項、第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ<br/>廃棄物処理法施行令第4条の6</p>  |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p> | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>   |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(4)</p> | <p>広域認定制度における取扱の明確化と手続の簡素化</p>   |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>①広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限定されている。<br/>ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、政省令改正の際に、実態を踏まえた運用を行うよう関係業界から要望したところ、パブリックコメントに対する環境省の回答や広域認定制度の手引きでは、他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら実際の認定証には、「やむを得ず混入してしまった」場合など非常に限定したケースしか、他社製品の回収が認められないことになっている。</p> <p>※2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下のとおり。<br/>1)パブリックコメント:「本制度においては、製造事業者等が同種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となる。」<br/>2)広域認定制度申請の手引き(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 発行):「第2 広域認定制度の対象となる廃棄物【補足説明】:製造事業者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品と一体的に販売される他社製品や、当該製品と同一性状の他社製品を付随的に併せて製造事業者等が回収して処理を行うしくみについても本制度の対象となり得る。」<br/>3)認定証:「3. 廃棄物の種類: 当該産業廃棄物の回収の際にやむを得ず混合してしまったもので、当該認定に係る一連の処理行程において適正な処理が確実に行われる同一性状の他社製品も含む。」</p> <p>②また、同制度は許可制度や廃棄物管理票の運用について軽減措置があるものの、回収に係る委託基準等(廃棄物処理法施行令第6条の2ほか)に関しては、他の廃棄物と同様に扱われ、軽減措置が講じられていない。</p> |
| <p>要望内容</p>                   | <p>①情報処理機器及び通信機器に係る広域認定制度については、技術的に適正なリサイクルが可能であり、製造事業者等による処理が確実な同一性状の他社製品の回収についても、広く認めるべきである。</p> <p>②広域認定制度における産業廃棄物処理の委託契約(再委託する場合も含む)については、廃棄物処理法上の委託契約基準の適用を除外すべきである。少なくとも、例えば、運搬の最終目的地の所在地の記載や、処分施設の処理能力、その他添付書類などについて、大幅に軽減すべきである。</p>  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>要望理由</p>         | <p>①情報処理機器及び通信機器の回収現場では、下記のようなケースが多々発生している。</p> <p>ア. 製品リプレース時において不要となる製品が全て他社製品である場合<br/>ネットワークシステムの入れ替え(更新)に伴う自社製品への置き換え時に、古いパソコンやサーバの引取を依頼されたが、それらが全て他社製品であった。</p> <p>イ. 排出者から回収・処理委託(のみ)を受けた製品が他社製品(認定を受けている廃棄物の範囲の製品と同一性状)である場合<br/>ユーザから他社製品(パソコン)のみの回収を依頼された。</p> <p>ウ. 自社製品と一体的に販売される他社製品(付属製品)がある場合<br/>パソコンの回収依頼を受けた際、自社で販売した他社製品のパソコンラックが入っていた。</p> <p>内部部品も類似し、処理も一定の方法が確立している情報処理機器及び通信機器については、他社製品を同時に回収しても適正に回収・リサイクルすることが可能である。他社製品を扱うことを可能とした場合に、排出者の利便性が向上するとともに、リサイクルの範囲拡大と効率化が促進される。</p> <p>とりわけ、情報処理機器及び通信機器の製造事業者が、製品やそのシステムを販売・納入する場合、契約または入札の条件として、新規製品の設置工事とともに排出者が使用していた古い機器の撤去工事及びその廃棄物処理(収集・運搬、処分)を一括して受託することが、商慣習上も一般的である。この場合、古い機器類(廃棄物)は、製造事業者が納入する新規製品と同一性状の製品ではあるが、それら全てが他社製品の場合もある。</p> <p>したがって、製造事業者等による処理が確実な同一性状の製品については、自社製品と他社製品が混合した場合のみではなく、撤去対象が全て他社製品の場合であっても、広域認定制度において製造事業者が処理を受託できるようにし、実情を踏まえた運用を行うべきである。</p> <p>なお、関係他社と共同で広域認定を取得した場合は、その後に、認定内容に係る変更事由等が各社に生じた場合、それぞれの変更申請を関係他社と共同で行わなければならない、申請書類を他社にその都度持ちまわって各社が処理することは過度な負荷を強いることになる。</p> <p>②広域認定制度は、製造事業者の拡大生産者責任の概念に基づいて、製品の回収と処理を促進することが目的である。認定に際しては、製造事業者を中心とする収集運搬・処理方法が確立されていることを示しており、製品ユーザーである排出事業者が処理プロセスを管理することや、一般の産業廃棄物処理のような排出者責任を追求しているものではない。類似のしくみとして、家電リサイクル法に基づいてブラウン管テレビを排出する場合には、産業廃棄物処理業の許可業者等への委託や委託基準を適用しないことになっている。(特定家庭用機器再資源化法第50条第3項)</p> <p>また、通常の産業廃棄物処理とは異なり、認定事業者は、全国多数の排出事業者(場合によっては1回限り)からの処理を受託しており、全ての排出事業者との間で、廃棄物処理法の委託基準に基づく契約を締結することは、非常に膨大な事務手続きが必要となり、運用上の妨げにもなっている。</p> <p>さらに、同認定制度では、認定対象物のみを扱うものであり、再委託を行うことを前提として認定されているケースもある。したがって、廃棄物処理法が規定している、再委託に関する承諾や再受託者への書面交付手続は不要とすべきである。</p> |
| <p>根拠法令等</p>        | <p>①廃棄物処理法施行規則第12条の12第8号<br/>②廃棄物処理法施行令第6条の2第3号、第6条の12<br/>同施行規則第9条第4号、第8条の19第5号、第8条の4、第8条の4の2</p>  |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p> | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>  |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(5)</p> | <p>再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和</p>   |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>産業廃棄物の「再生利用認定制度」においては、環境大臣の認定を受けた再生利用事業者は、廃棄物処理法上の処理業ならびに処理施設の許可取得が免除されている。しかしながら、再生利用事業者の施設まで再生資源を運搬する行為については、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可が必要となる。</p>   |
| <p>要望内容</p>                   | <p>「再生利用認定制度」において、再生利用認定を受けた事業者が、再生資源を自らの施設に搬入するために、廃棄物の収集運搬を委託する場合は、委託先業者の廃棄物処理法上の収集運搬業許可の取得を不要にすべきである。<br/>少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合について、許可を不要とすべきである。</p>  |
| <p>要望理由</p>                   | <p>再生利用認定は主として「対象物」及び「処理方法」の認定であり、認定を受けた「対象物」は、再生されることが確実な物として、廃棄物として扱う必要がないよう処理に関する許可の規制は緩和されている。<br/>しかし、再生利用認定事業者が対象物である再生原料を取りに行く行為(収集運搬)を自ら実施する場合には、収集運搬に関する許可を不要としているが、他人に委託する場合には収集運搬業の許可を有する者に委託しなくてはならない。<br/>容器包装リサイクル法の規定では、再商品化事業者は、収集運搬業の許可を取得しなくても、一般廃棄物を地方公共団体へ取りに行きリサイクル施設に搬入することができる。また、家電リサイクル法でも、再商品化に必要な運搬行為に廃棄物収集運搬業の許可は不要である。<br/>再生利用認定制度においても同様に収集運搬の許可を不要とすべきである。少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合、委託先に対する指導監督権を及ぼすことが可能であることから、許可を不要とすべきである。<br/>上記の規制緩和が実現した場合、再生利用認定事業者は、製品の出荷に利用した帰り便等を利用して再生原料となる廃棄物を取りに行くことが可能となり、広域かつ効率の良いリサイクルの仕組みの構築が可能になる。</p> |
| <p>根拠法令等</p>                  | <p>廃棄物処理法第15条の4の2<br/>容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律)第37条<br/>家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)第49条</p>   |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>      | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>  |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(6)</p> | <p>アジアの資源循環に資する<br/>特定有害物質含有物の輸入手続の緩和</p>   |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場生産活動等に使用された後に、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら(※)は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に2ヵ月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要することから、ビジネスチャンスを失うこともある。</p> <p>2006年3月の「3Rイニシアティブ高級事務レベル会合」においても、3R推進の成功事例やこれらを推進していくためのポイントとして、「製造設計段階から廃棄物管理に至るまでの総合的アプローチ」等の取り組みが挙げられたが、現状関係国間では実現されていない。</p> <p>※生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。<br/>プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済み触媒、めっき液等</p> |
| <p>要望内容</p>                   | <p>わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、“製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ”のひとつとして、これを輸入する手続きの緩和措置を講じて資源循環を促進すべきである。</p>  |
| <p>要望理由</p>                   | <p>上記(※)のものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。</p> <p>ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。</p> <p>2005年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ閣僚会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。現状では、わが国からアジア諸国に再資源化技術を供与することは、現地国の規制や経済状態等の条件から困難を伴うことが多い。したがって、まずは上記の輸入に係る規制を緩和することにより、わが国はアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべきである。</p>          |
| <p>根拠法令等</p>                  | <p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)</p>  |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>      | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部<br/>経済産業省産業技術環境局環境政策課</p>  |



|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(7)</p> | <p>「廃棄物処理法」等に係る事前協議制等の見直し</p>  |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。</p> <p>都道府県によっては、リサイクルを推進するため、一定の基準を満たすマテリアルリサイクル施設の設置について、住民同意を不要とする指導要綱の改正を行っている。</p>   |
| <p>要望内容</p>                   | <p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。</p> <p>少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。</p>   |
| <p>要望理由</p>                   | <p>事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けてしまう。</p> <p>最近では、リサイクルの進展により、域外からのリサイクル処理案件が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。</p> <p>こうしたことから、排出事業者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。</p> |
| <p>根拠法令等</p>                  | <p>地方公共団体の指導要綱</p>   |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>      | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部<br/>地方公共団体</p>  |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(8)</p> | <p>産業廃棄物収集運搬業許可に係る取扱いの徹底【新規】</p>   |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>①産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させるところがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消す措置が取られることがある。</p> <p>②積替え・保管施設の設置・変更にあたって、地方公共団体から周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。</p> <p>平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知により、貨物駅又は港湾における積替え・保管の定義が明確化され、貨物駅または港湾において輸送手段を変更する作業のうち一定の要件を満たす作業は、コンテナ輸送による運搬過程と捉えらるるとされた。しかし、その内容は地方公共団体に対して指導・徹底されておらず、運搬過程にあたる作業に関しても認可と周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。</p>   |
| <p>要望内容</p>                   | <p>①産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないよう、地方公共団体への指導を徹底すべきである。</p> <p>②積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。</p> <p>また、貨物・港湾における、積替え・保管の取扱いについて、平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。</p>   |
| <p>要望理由</p>                   | <p>①輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。許可更新時に排出事業者からの排出計画に関する書類が添付できずに、当該種類の産業廃棄物の収集運搬許可を削除され、例えばその翌月に当該種類の運搬を受注しても、そこからまた2～3か月をかけて、許可変更の申請を行うようなことのないようにすべきである。</p> <p>なお、地方公共団体の作成する申請者向け説明資料等にも、新規許可申請、更新許可申請の区別なく、上記書類の添付を要する旨が表記されているものがある。</p> <p>②また、積替え・保管施設を設置・変更する場合に、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方公共団体がある。動脈物流において輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。</p> <p>住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるもののリサイクルは進まない。</p> <p>また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈について、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。</p> |
| <p>根拠法令等</p>                  | <p>廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項<br/>平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知</p>  |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p>           | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>   |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(9)</p> | <p>産業廃棄物焼却炉の白煙・紫煙対策の実施に伴う<br/>許可変更手続の緩和【新規】</p>  |
| <p>規制の現状</p>                  | <p>産業廃棄物処理施設の変更にあたっては、都道府県知事の許可を得なければならないが、廃棄物処理法施行規則で定める軽微な変更の場合は届出のみでよいとされている。<br/>         廃棄物焼却炉から発生する白煙や紫煙に対する景観改善のため、排気ガスを空気で希釈する対策が一般的に行われている。<br/>         この場合、結果的に、送り込んだ空気のみで排気ガス量が増加するため、施設許可の変更手続が必要とされる。これに伴い、添付書類として、環境省令で定める当該産業廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査、いわゆる「環境アセスメント調査」の結果を提出しなければならないため、調査に非常に多くの事務作業と期間を要している。</p>      |
| <p>要望内容</p>                   | <p>廃棄物焼却炉の白煙または紫煙対策のために行われる、排気ガスの空気希釈処理等の改善行為については、廃棄物処理施設の軽微な変更該当するものと扱い、許可変更手続を不要として、届出のみとすべきである。</p>  |
| <p>要望理由</p>                   | <p>都市部に設置されている焼却炉について、景観上からも環境負荷が多い設備であると地域住民から認識されがちであり、白煙・紫煙対策を実施することは、地域住民の不安感を軽減する効果がある。<br/>         白煙・紫煙対策は、主に排気ガスの加熱・冷却や、空気による希釈によって行う。これらの方法は、直接近隣の生活環境に影響を与えるような環境負荷を増大させるものではない。<br/>         ところが、既設の焼却炉の白煙・紫煙対策を実施するには、環境アセスメントをはじめ多大な作業と期間を要するため、逡巡している事業者も多く存在している。<br/>         上記要望が実現された場合、周辺住民の期待が高い廃棄物焼却炉の白煙・紫煙対策が促進される。</p> |
| <p>根拠法令等</p>                  | <p>廃棄物処理法第15条の1の5<br/>         廃棄物処理法施行規則第12条の8第1号、第4号、第5号、<br/>         第12条の10の2</p>   |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>      | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>   |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(10)</p> | <p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の関与のあり方の見直し</p>   |
| <p>規制の現状</p>                   | <p>一定規模以上の廃棄物処理施設の新築または増築にあたっては、リサイクル施設であっても、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。<br/> 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情であるとともに、法的な根拠がないにもかかわらず、地方公共団体から周辺住民の同意を取り付けることを求められることがあり、廃棄物処理施設の設置が進まないのが現状である。</p>  |
| <p>要望内容</p>                    | <p>廃棄物処理施設の新築又は増築に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。<br/> もしくは、都市計画法に定める一定の用途地域内(例えば、工業専用地域、工業地域など)におけるリサイクル施設の新築又は増築については、都市計画審議会の承認を要する行為の対象外とすべきである。</p>   |
| <p>要望理由</p>                    | <p>都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の設置が円滑に進まない。<br/> とりわけ、リサイクル施設であれば、焼却や埋め立てを伴わないようなマテリアルリサイクル(木くず、がれき類、廃プラ等)であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには地方公共団体によっては近隣住民の同意を要する場合がある。<br/> 少なくとも、「再生利用工場」として循環型社会の形成に寄与する施設については、工業専用地域、工業地域等の一定の用途地域内においては、すみやかに設置できるようにすべきである。</p> |
| <p>根拠法令等</p>                   | <p>建築基準法第51条</p>   |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>       | <p>国土交通省住宅局市街地建築課<br/>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>  |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(11)</p> | <p>騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し</p>  |
| <p>規制の現状</p>                   | <p>①騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。<br/>その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。<br/>②同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であつて政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。<br/>その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。</p> |
| <p>要望内容</p>                    | <p>騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。<br/>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設定して検討を行う」旨、盛り込まれており、上記の要望が実現するよう確実に措置すべきである。</p>   |
| <p>要望理由</p>                    | <p>騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。<br/>従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機は対象外とすべきである。</p>  |
| <p>根拠法令等</p>                   | <p>騒音規制法第6条、同法施行令第1条別表第一<br/>振動規制法第6条、同法施行令第1条別表第一</p>  |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>       | <p>環境省環境管理局大気生活環境室</p>  |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <p>廃棄物・リサイクル/<br/>環境保全(12)</p> | <p>水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和</p>   |
| <p>規制の現状</p>                   | <p>水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。この期間を短縮するには、都道府県知事の認可を得る必要がある。</p>   |
| <p>要望内容</p>                    | <p>水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。</p>   |
| <p>要望理由</p>                    | <p>①着工の約30日前までに、発注先、機器の仕様、工程が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。</p> <p>②現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる設備や体制が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代にあつて、60日間もの期間は非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合わせて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。</p> <p>③環境省は、1999年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、法に基づく実施制限期間の短縮措置をとるべく、積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている(環境省資料 2003年4月)</p> <p>④例えば、ばい煙発生施設の届出書類で確認可能な内容(工事者氏名、所在地、施設の種類、施設の構造、使用の方法、処理の方法)では、工事着工30日前までの計画の届出が規定されている労働安全衛生法、電気事業法、ガス事業法の届出内容と比べても、その審査・確認作業に2倍の日数を要するとは考えにくい。</p> <p>以上の状況を踏まえ、実審査に60日間を要している案件の要因分析を行い、長期間の審査を必要とする傾向のある施設・設備に関する条件・情報を取りまとめ、これを地方公共団体に開示することなどにより、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。</p> <p>企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。</p> |
| <p>根拠法令等</p>                   | <p>水質汚濁防止法第9条<br/>大気汚染防止法第10条、第18条の9</p>  |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p>       | <p>環境省環境管理局水環境部環境管理課</p>  |